

業務部速報



No. 62

発行 25. 11. 2

JR東労組 業務部

No.2

申7号「申2号団体交渉における回答の一方的な変更を許さず、施策実施ありきの経営姿勢をただし、労働協約の遵守を求める緊急申し入れ」

11月2日 第2回交渉を行う！

■組合の主な主張	□会社の主な回答
II 一事業本部を一事業場とする考えについて	
■一事業本部一事業場は、現実には合わないのではない。 ■秋田県東大館駅から宮城県本吉駅は同じ盛岡事業本部となる。電車で500km、7時間もかかる。しかし、同じ事業本部だから業務指示で就業内容の変更が可能となる。東大館駅と本吉駅が同じ事業場というのはおかしい。	□今の統括センターの枠組みと同様である。 □東大館～好摩間は直営の有人駅がない。本吉も手前の気仙沼に拠点がある。盛岡と気仙沼も相当な距離はある。勤怠管理の拠点が変わる場合は、業務内容変更の扱いになる。
■労基法上の事業の種類について、駅や乗務員、非現業、車セ、保線や電力は第4号の交通業、総合車セは第1号の製造・加工業、設備部の中にある建築技術UTは第3号の土木・建設業、構内営業は第8号の商業・理容業に該当する。異なる種類の事業を一緒にできない。	□当社は4号にあたる。総合車両センターの製造部門はJ-TRECが担っているため鉄道事業と解釈できる。
■労働安全衛生法第17条には、「事業者は、政令で定める業種及び規模の事業場ごとに…安全委員会を設けなければならない。」とあるが、建築は3号だ。安全委員会はどうするのか。	□安全衛生委員会においても事業本部の単位で実施する。所属社員数の規模、所在地も広くなり、業務内容も様々ある。この3つの要素に対応できるように、様々な業務内容から発生する安全衛生上のリスクを網羅し、社員の健康推進、労災防止に向けた、安全衛生レベルを堅持するように考えている。
■安衛法は労働者保護の視点で、安全や衛生のリスクを踏まえて場所的概念を発足させている。広範囲にやると法の趣旨が履行できない。	□安全には、それぞれの特徴的な仕事における安全リスク等がある。一つの事業場で様々な仕事が存在する中、安全を見定め、審議することができないとは考えない。専ら仕事をしている人を集めた中で安衛等も検討している。安全レベルの低下がないように考えている。
III 安全について	
■一事業本部を一事業場とすると、過半数代表者は1名の選出となるのか。	□そうだ。
■工務職場では退避遅延が今年度も続発している。他の系統でも墜落や感電事故が発生している。現在の事業場単位ならその職場で発生していることなので議論出来るが、エリアや職種が多様多岐に分かれている中で、今まで以上に安全衛生委員会で安全議論ができるとは思えない。どう考えているのか。	□業務内容に応じて、それぞれの職場の意見を安全衛生委員会に反映することが重要である。一つの方策として、委員を一つの職場に偏ることがないように満遍なく幅広くいろいろな職場から聞けるように委員を出すことも一つの手である。
■駅、車掌、運転、車両センター、総合車両センター、指令、工務では保線、機械、土木、電気、建築、信号通信、あるいは企画業務、構内販売、これだけで14か所ある。それぞれ代表者を選出するのか。エリアごとに事情も異なり、それも考えると非常に多い人数となる。それをやるのか。	□それぞれの委員会の委員長の判断となるが、バランスの良い配置が重要だと考えている。
■職場でも議論しきれない多くの内容がある。時間を割きながら議論している。一事業場でどうやるのか。	□社員の規模や所在地、業務内容をしっかりとらまえて事業本部で議論できる。
■イメージがつかない。	□今までのペースや時間配分で出来ないのであれば、柔軟な対応の必要はある。安全に関わる問題は先送りしてはいけないので、速報性をもって対応していく。